議案第7号

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程の一部 を改正する訓令

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程(平成 22 年小城市教育委員会訓令第5号)の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

令和3年5月27日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

三日月幼稚園の通園バス廃止に伴い、各園のバスの利用可能時間を変更し、使用者に認定こども園を追加するため、また権限を整理するため、本規程を改正するものである。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程の一部 を改正する訓令

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程(平成 22 年小城 市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「保育園及び幼稚園等」を「市内の保育所、幼稚園又 は認定こども園等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育園、幼稚園又は認定こども園等の定期的な行事での利用は、許可しない。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、その限りでない。

第4条中「、通園バス運行時間以外とし」を削り、「午前10時から午後1時まで」を「午前9時から午後3時まで」に改める。

第6条中「市長」を「教育長」に改める。

様式第1号を次のように改める。

教育	委	員	会	バ	ス	の	使	用	許	可	申	請	書		
係	係	長		副調	是是	課	長	_ _ 決							
								裁							
小城市教育長				杉	美							年	月		日
										住	所				
										施割	设名				
										代表	長者	名			
次のとおり教	育委	員会	バン	スを使	見用し	したり	ハの	で、許	可 <	くださ	さる	ようり	申請し	します	١.
	施詢	設名													
使用責任者	職	名													
	氏	名													
 使用期間				年	月		日	()		時		分か	5		
区/71 79] [6]				年	月		日	()		時		分ま	で		
使用目的															
乗車人員		幼児	2	• 3	• 4	· 5 ī	歳児			人		引率	Ž	人	
未 平 八頁		※ 约	力児 🧷	定員=	= (4	12 人	一大	人)	$\times 1.$	5					
運行経路						出	発	:							
(別紙提出						着	Í	:			\Rightarrow	ļ	出発	;	:
可)						着	Í	:							
運行距離									k r	n					
	1	送	迎が	原則	であ	るこ	と (車内	は、	酒類	持边	込みを	禁止	:し、	カュ
注意事項		つ、	禁	煙と	する	。)。									
山心ず穴	2	利	用者	は、ī		の保	育所	· 幼和	推園	• 認分	色と、	ども国	園等ℓ	つ幼児	₹•
		引	率者	とす	る。										
借 考															

様式第2号(第5条関係)を次のように改める。

教育委員会バスの使用許可書

年 月 日

住 所

施設名

代表者名

様

小城市教育長

次のとおり教育委員会バスの使用を許可する。

	施設名	
使用責任者	職名	
	氏 名	
使用期間		年 月 日() 時 分から
使用朔间		年 月 日() 時 分まで
使用目的		
	幼児 2 ・	・3・4・5歳児 人 引率 人
乗車人員	(大人扬	 英算
	※幼児定	定員= (42人-大人) ×1.5
運行経路		出発 :
(別紙提出		着 : ⇒ 出発 :
可)		着 :
運行距離		k m
	1 送迎	が原則であること (車内は、酒類持込みを禁止し、か
注意事項	つ、	禁煙とする。)。
	2 自動	車事故については、直ちに報告すること。
備考		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

小城市教育委員会バスの管理及び使用に関する規程(平成22年小城市教育委員会訓令第5号)新旧対照表

現行	改正案
(使用の範囲)	(使用の範囲)
第3条 バスは、幼児教育及び保育の目的のため使用する場合であ	第3条 バスは、幼児教育及び保育の目的のため使用する場合であ
って、原則として乗車人員が10人以上、かつ、次の各号のいずれ	って、原則として乗車人員が10人以上、かつ、次の各号のいずれ
かに該当するときに限り使用することができる。ただし、教育長	かに該当するときに限り使用することができる。ただし、教育長
が特に必要と認めるときは、その限りでない。	が特に必要と認めるときは、その限りでない。
(1) 保育園及び幼稚園等 の関係者が使用	(1) 市内の保育所、幼稚園又は認定こども園等の関係者が使用
を必要とするとき。	を必要とするとき。
(2) 原則として小城市内を使用場所とする。	(2) 原則として小城市内を使用場所とする。
	2 保育所、幼稚園又は認定こども園等の定期的な行事での利用は、
	許可しない。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、その限
	りでない。
(使用時間)	(使用時間)
第4条 バスの使用時間は、通園バス運行時間以外とし、原則とし	第4条 バスの使用時間は、原則とし
て午前10時から午後1時までとする。ただし、教育長が特に必要	て <u>午前9時から午後3時まで</u> とする。ただし、教育長が特に必要
と認める場合は、この限りでない。	と認める場合は、この限りでない。
(使用制限)	(使用制限)
第6条 市長 は、バスの使用が次の各号のいずれかに該当する場	第6条 <u>教育長</u> は、バスの使用が次の各号のいずれかに該当する場
合は、その使用を制限することができる。	合は、その使用を制限することができる。
(1) \sim (4) (8)	(1)~ (4) (略)

(第5条関係)	:育委員会バスの使用許可申請書	係長 副課長 課長 決	※	年 月 日	東	住 所	施設名	代表者名	次のとおり教育委員会バスを使用したいので、許可くださるよう申請しま		施設名	職名	氏 名	年月日()時分から	年月日()時分まで		<u> 幼児2・3・4・5歳児 人 引率 人</u>	※幼児定員= (42 人-大人) ×1.5		
様式第1号(第	横	殊			小城市教育長				次のとおり	of		使用責任者		作田 期間		使用目的	乗車人員		運行経路	(別紙提出
																1	1			
様式第1号 (第5条第1項関係)	教育委員会バスの使用許可申請書	係長 副課長 課長 決	*************************************	年 月 日	保育幼稚園課長 様	住 所	施設名	代表者名	次のとおり教育委員会バスを使用したいので、許可くださるよう申請し		曲 車 車 車 車 車 車 車 車	T1	年月日() 時分から	使用期間 年月日() 時分まで	使用目的	乗車人員 *** </td <td>要望する番号に○を記入ください。</td> <td> 1. 課バス 幼児定員= (42 人-大人) ×1.5 幼児数</td> <td></td> <td></td>	要望する番号に○を記入ください。	1. 課バス 幼児定員= (42 人-大人) ×1.5 幼児数		

		 送迎が原則であること(車 	から、祭煙とする。)。 2 利田老は「市内の保育所・			
可)	運行距離		注意事項		蕭	
【別紙のとおり】 出発 :	. 発田 ← . 梟		k m	1 送迎が原則であること(車内は、酒類特込みを禁止し、	かつ、禁煙とする。)。	
運行経路	(別紙提出	可)	運行距離		注意事項	無 老

	可)		着:
	運行距離		km
		7	送迎が原則であること(車内は、酒類特込みを禁止し、
	世事物次		かつ、禁煙とする。)。
	生息事場	2	利用者は、市内の <u>保育所</u> ・幼稚園・ <mark>認定こども園等</mark> の
禁止し、			幼児・引率者とする。
1	備		

様式第2号(第5条第2項関係)

		—— 知		<u>+</u>		<u>%</u>		使用		#	<u> </u>	使		<u></u>		運	(別	ļ ķ	庫	
										1			1					1		T
教育委員会バスの使用許可書	年 月 日			兼	保育幼稚園課長	次のとおり教育委員会バスの使用を許可します。	嚴 名	氏名	年月日()時分から	年月日()時分まで			要望する番号に○を記入ください。	1. 課バス 幼児定員= (42 人-大人) ×1.5 幼児数	2. 三日月バス 大人3人+幼児51人	3. 芦刈バス 大人4人+幼児18人	【別紙のとおり】 出発 :	:		km
48F		住 所	施設名	代表者名		次のとおり	年 刀 丰 田 书	灰压真钉鱼	田田田	次日独同	使用目的	乗車人員		1 3 4	使用へく		運行経路	(別紙提出	可〕	運行距離

様式第2号(第5条関係)

用許可

バスの使

員級

教育委

送迎が原則であること(車内は、
止し、かつ、禁煙とする。)。
利用者は、
設の幼児・引率者とする。